

福岡県公報

平成24年10月23日
第3440号

目次

告示 (第1788号 - 第1806号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	5
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	5
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9

○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
公 告		
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁業管理課)	10

正 誤

○国土利用計画法施行令第9条第1項の規定による標準価格の判定公告 (平成24年9月20日福岡県公報号外①公告) 中正誤	10
---	----

告 示

福岡県告示第1788号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第634号大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
大牟田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年1月16日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
昭和33年建設省告示第264号、昭和38年建設省告示第949号、昭和45年福岡県告示第1014号、昭和51年福岡県告示第59号、昭和61年福岡県告示第425号、平成5年福岡県告示第506号、平成6年福岡県告示第518号、平成12年福岡県告示第604号、平成13年福岡県告示第323号、平成16年福岡県告示第1985号及び平成18年福

岡県告示第634号の事業地に、
大字橘字石田、字栗蓮尾、字原ノ前、字柿木尾、字セタクワス、字寺町、字塔ノ尾、字内畑、字三十六、字元屋敷、字上尾及び字出尾の全部、並びに字野添、字堂ノ尾、字牟田、字土器、字川原、字陣内及び字池田の一部
大字吉野字半田、字茶屋ノ浦、字中尾、字上原、字立木及び字金牟田の一部
大字白銀字七ツ屋、字池田、字前田、字坂口、字岡松、字辻、字内島及び字西ノ原の全部、並びに字宮ノ西、字風蓮及び字島田の一部
大字宮部字控木、字南川及び字島崎の一部
大字久福木字内島、字後田、字立山、字天神林、字関田、字石橋及び字雁ノ尾の全部、並びに字日戸原、字星塚、字猫塚、字六月、字長浦、字庵ノ浦及び字辻ノ後の一部
大字三池字初瀬戸、字外北原、字内北原、字ヤブサメ、字田久保、字犬砂、字西ノ表、字六反、字東ノ表、字上町、字町裏、字祇園町、字代ノ坊、字辻ノ前、字辻ノ南、字玉口、字中町、字蛭子町、字小路、字向小路、字観音前、字古城、字御門、字築島、字平ノ前及び字橋口の全部、並びに字辻ノ山、字小山、字小坂、字権現平、字冷水及び字古賀尾の一部
大字新町字上ノ町、字鋤先、字蛭子丁、字一丁目、字陣屋、字田町、字番ノ表、字三本松、字御東、字鳥帽子形及び字並松の全部、並びに字東米ノ山及び字米ノ山の一部
大字今山字田代、字盤ノ表、字中盤ノ表、字南盤ノ表、字小柳、字鬼林、字南鬼古賀、字上鬼古賀、字丸山、字上塚崎、字中鬼古賀、字下鬼古賀、字塚崎、字波柿及び字下古賀尾の全部、並びに字北開、字冷汁、字本丸山、字藪田、字藪田平、字石橋、字西古賀尾、字南古賀尾及び字下免谷の一部
大字歴木字川原田、字大水口、字高ヶ下、字東内畑、字蓮ノ池及び字島廻の全部、並びに字春ノ堂及び字道ヶ下の一部
岬町の全部の事業地を加える。
大字久福木字諏訪後、字大塚、字諏訪前及び字今町
大字田隈字玉口、字田久保、字天神木及び字今町
大字三池字天神木、字楠木、字桜寺及び字平ノ下

大字歴木字平町及び字北御幸坂において一部を全部とする事業地の変更をする。

- (2) 使用の部分
変更なし。

福岡県告示第1789号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年8月福岡県告示第1304号小竹都市計画下水道事業小竹公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
小竹町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小竹都市計画下水道事業小竹公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和17年1月5日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし。
(2) 使用の部分
変更なし。

福岡県告示第1790号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
大支73	大牟田市中央地区地域包括支援センター	大牟田市有明町2丁目3	24・10・1	予支援
大支74	大牟田市吉野地区地域包括支援センター	大牟田市大字吉野茶屋ヶ浦870-4	24・10・1	予支援
大支75	大牟田市三川地区地域包括支援センター	大牟田市上屋敷町1丁目12-3	24・10・1	予支援
粕介348	整形外科・形成外科よしだクリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原2539-4	24・7・1	通り・予通り
像介138	あかま心療クリニック	宗像市赤間駅前1丁目4-1(トリアビル3F)	24・9・5	居管・予居管
田介歯87	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	24・9・1	居管・予居管
朝倉介薬49	中央薬局朝倉つみ店	朝倉市堤642-1	24・9・1	居管・予居管
う介薬31	オメガ薬局吉井店	うきは市吉井町千年74-1	24・9・1	居管・予居管
行介薬69	かわかみ薬局行橋駅前店	行橋市宮市町2-8(ヘブリービル1階)	24・9・1	居管・予居管
大生介老5	介護老人保健施設ぶらいえ	大牟田市大字田隈830-1	24・9・1	短療・老保・予短療
飯居303	ハッピーライフ訪問看護ステーション	飯塚市楽市131-1	24・9・1	訪看・予訪看
飯居305	デイサービスセンター風の丘	飯塚市伊岐須779-15	24・10・1	通介・予通介
飯支89	ケアプランセンター風の丘	飯塚市伊岐須779-15	24・10・1	居支

飯居304	ヘルパーステーションみるく	飯塚市新飯塚18-7	24・9・1	訪介・予訪介
飯居306	デイサービスはなみずき	飯塚市相田574-1	24・10・1	通介・予通介
飯居307	訪問介護サービスはなみずき	飯塚市相田574-1	24・10・1	訪介・予訪介
八女居92	ゆめ介護支援センター	八女市本村944-4	24・10・1	訪介・予訪介
八女居93	デイサービス金太郎	八女市黒木町桑原95-8	24・10・1	通介・予通介
行居94	オンブズマンめぐみ訪問介護	行橋市大字宝山899-4	24・9・1	訪介・予訪介
春支16	ケアプランセンターかすがこうえん	春日市春日1丁目39-1	24・9・1	居支
春支17	春成会ケアプランサービス	春日市紅葉ヶ丘東3丁目1	24・9・1	居支
大野居66	デイサービスなごや家日記	大野城市平野台4丁目10-5	24・10・1	通介・予通介
大野居67	デイサービスりんごの樹	大野城市平野台4丁目10-5	24・10・1	通介・予通介
宰居62	ケアステーション飛梅コアラ	太宰府市高雄1丁目3762-1(メゾンド木原1階102)	24・7・1	訪介・予訪介
宰居63	デイサービスららら	太宰府市五条4丁目6-5	24・8・1	通介・予通介
粕居125	粕屋の杜デイサービスセンター	糟屋郡粕屋町大字仲原2906-1	24・10・1	通介・予通介
粕居126	粕屋の杜ヘルパーステーション	糟屋郡粕屋町大字仲原2906-1	24・10・1	訪介・予訪介
宗遠居27	指定介護老人福祉施設あゆみの里	遠賀郡岡垣町鍋田2丁目1-6	23・4・1	短生・予短生

宗遠居30	デイサービスいづか屋	遠賀郡岡垣町大字三吉外畑820	24・10・1	通介・予通介
嘉鞍居6	グループホームこたけ	鞍手郡小竹町大字御徳115-3	24・10・1	認共・予認共
春介70	樋口病院デイケアなでしこ	春日市紅葉ヶ丘東3丁目1	24・9・1	訪看・訪り・通り・居管・予訪看・予訪り・予通り・予居管
行居85	のぞみ訪問看護ステーション	行橋市大字長木420-1-210	24・10・1	訪看・予訪看

福岡県告示第1791号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大支60	大牟田市南部地域包括支援センター	大牟田市駿馬・勝立地区地域包括支援センター	大牟田市馬込町1丁目20-1	24・10・1
大支61	大牟田市北部地域包括支援センター	大牟田市手鎌地区地域包括支援センター	大牟田市大字手鎌1300-42	24・10・1
大支62	大牟田市東部地域包括支援センター	大牟田市三池地区地域包括支援センター	大牟田市大字三池629-2	24・10・1

春介70	医療法人春成会樋口病院	樋口病院デイケアなでしこ	春日市紅葉ヶ丘東3丁目1	24・9・1
飯居107	医療法人康和会いずみのさわ在宅ケアセンター訪問看護事業所	柴田みえこ在宅ケアセンター訪問看護ステーション	飯塚市鶴三緒1546-3	24・9・1
飯居110	いずみのさわ在宅ケアセンター訪問介護事業所	柴田みえこ在宅ケアセンターヘルパーステーション	飯塚市鶴三緒1546-3	24・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春介70	樋口病院デイケアなでしこ	春日市紅葉ヶ丘東1丁目86	春日市紅葉ヶ丘東3丁目1	24・9・1
飯居107	柴田みえこ在宅ケアセンター訪問看護ステーション	飯塚市勢田1806-1	飯塚市鶴三緒1546-3	24・9・1
飯居226	ヘルパーステーションかけはし	飯塚市下三緒311-35	飯塚市口原1676	24・2・27
柳居40	みらい介護サービス	柳川市上宮永町123-2	柳川市三橋町下百町24-2	24・9・1
大川居22	ヘルパーサービスハッピー	大川市大字向島1555-1	大川市大字向島1397-1	21・3・1
福支8	那珂川町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	筑紫郡那珂川町西隈66番地の3	筑紫郡那珂川町西隈1丁目1-2	24・9・1
福居10	那珂川町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	筑紫郡那珂川町大字西隈66-3 那珂川町福祉センター	筑紫郡那珂川町西隈1丁目1-2	24・9・1

福居11	那珂川町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	筑紫郡那珂川町西隈66番地の3 那珂川町福祉センター	筑紫郡那珂川町西隈1丁目1-2	24・9・1
福居12	那珂川町社会福祉協議会指定通所介護事業所	筑紫郡那珂川町大字西隈66-3 那珂川町福祉センター	筑紫郡那珂川町西隈1丁目1-2	24・9・1
宗遠居12	へるぱーすてーしょん袖	遠賀郡岡垣町中央台4丁目1-13	遠賀郡岡垣町海老津2丁目4-15	24・8・1
飯居110	柴田みえこ在宅ケアセンターヘルパーステーション	飯塚市勢田1806-1	飯塚市鶴三緒1546-3	24・9・1

福岡県告示第1792号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大介295	医療法人大林眼科医院	大牟田市本町3丁目7-11	24・10・1
大介351	医療法人東翔会東原整形外科病院	大牟田市大字田隈830-1	23・8・31
田川介歯12	釜木歯科医院	田川郡添田町大字添田2198-4	15・4・26

田介歯85	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	24・8・31
う介薬29	オメガ薬局吉井店	うきは市吉井町千年74-1	24・8・31
中居51	訪問介護サービスあき	中間市大字上底井野63-87	24・7・1
鞍居75	グループホーム咲いた	鞍手郡小竹町大字御徳字権現堂115-3	24・9・30

福岡県告示第1793号

次の加入区において平成20年10月福岡県告示第1698号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成24年10月22日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 長浜加入区

福岡県告示第1794号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
------	----	-----	-------

像生140	くりた耳鼻咽喉科	宗像市くりえいと2丁目3-17	24・10・1
糸島地生89	おくホームクリニック	糸島市志摩稲留5	24・9・1
大生443	医療法人 東翔会 ひがしはら整形外科医院	大牟田市大字田隈830番地の1	24・9・1
京生133	社会医療法人 陽明会 かつやま診療所	京都郡みやこ町勝山松田1133番地	24・9・1
柳生歯65	さくら通り歯科クリニック柳城	柳川市城隅町8-6	24・10・1
大生歯209	大牟田ファーストデンタルクリニック	大牟田市岬町3番4イオンモール大牟田1階	24・8・1
田生歯87	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	24・9・1
京生歯98	社会医療法人 陽明会 かつやま診療所(歯科)	京都郡みやこ町勝山松田1133番地	24・9・1
宰生薬45	株式会社大賀薬局 五条調剤店	太宰府市五条3丁目3-12	24・9・1
う生薬31	オメガ薬局 吉井店	うきは市吉井町千年74-1	24・9・1
大生薬174	田隈そよ風調剤薬局	大牟田市大字田隈826-5	24・10・1
飯生薬156	ハッピー調剤薬局 飯塚病院前店	飯塚市新飯塚16-14	24・9・1
宮生薬17	いきいき薬局 宮田病院前店	宮若市本城1633番地1	24・10・1
行生薬69	かわかみ薬局 行橋駅前店	行橋市宮市町2番8号 ヘブンリービル1階	24・9・1

福岡県告示第1795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、

指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
宰生73	中村きょうこ皮膚科クリニック	太宰府市大字大佐野157-4	24・9・13
大生351	医療法人東翔会東原整形外科病院	大牟田市大字田隈830-1	24・8・31
大生歯204	大牟田ファーストデンタルクリニック	大牟田市岬町3-4イオンモール大牟田1階	24・7・31
田川生歯103	医療法人昌冠会柏村歯科医院	田川郡川崎町大字川崎字大橋256-22	24・7・31
田生歯85	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	24・8・31
京生歯83	社会医療法人陽明会 御所病院(歯科)	京都郡みやこ町勝山松田1133	24・7・31
宰生薬21	ぼっぼ薬局	太宰府市五条3丁目3-12	24・8・31
う生薬29	オメガ薬局 吉井店	うきは市吉井町千年74-1	24・8・31
飯生薬75	アルファ薬局	飯塚市新飯塚16-14	24・8・31

福岡県告示第1796号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
宮生20	社会保険筑豊病院 附属宮田腎クリニック	社会保険直方病院 附属宮田腎クリニック	宮若市宮田字生見3588	24・7・29
田川生薬 8	有限会社三和調剤 薬局	三和調剤薬局	田川郡川崎町大字川崎 403-21	24・7・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉生薬 6	えびす薬局	朝倉市甘木1880-7	朝倉市甘木929-9	18・3・20

福岡県告示第1797号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
嘉麻生マ42	安岡 達藏（鍼灸あんまマッサージ 治療院りあん）	嘉麻市漆生2284番地156	24・9・12
田川生マ34	山根 謙二（訪問マッサージ サン 施術所）	田川郡福智町弁城2413-2	24・9・1
大川生柔26	宮崎 祥吾（金龍堂整骨院）	大川市大字榎津843-3	24・10・2

中生柔25	西江 将郎（岩瀬西整骨院）	中間市岩瀬西町4-20サン ヴィレッジ宮園101	24・8・1
筑紫生柔59	首藤 啓佑（杏整骨院 二日市）	筑紫野市二日市中央4丁目 11-1-2F	24・9・1
大野生柔31	井手 和広（いで整骨院）	大野城市筒井2丁目13- 13 アゼリアⅡ	24・10・10
糸島地生柔 44	木寺 修作（整骨院 悠々）	糸島市志摩津和崎29-1 イオンスーパーセンター 志摩内	24・8・1
糸島地生柔 45	井手 和広（整骨院 悠々）	糸島市志摩津和崎29-1 イオンスーパーセンター 志摩内	24・8・1
粕生柔77	吉永 卓弘（よしなが整骨院）	糟屋郡粕屋町若宮1丁目 11-17 本多ハイツ原町1 階	24・9・9
田川生柔22	藤本 泰子（明心堂整骨院）	田川郡福智町神崎1056- 30	24・10・1

福岡県告示第1798号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大川生柔24	大坪 美孝（大坪整骨院）	大川市大字中古賀317- 1 リオグランデかわの 106	24・9・19
中生柔17	石橋 正臣（岩瀬西整骨院）	中間市岩瀬西町4-20サン ヴィレッジ宮園101	24・8・1

筑紫生柔48	森川 幸 (杏整骨院 二日市)	筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F	24・9・1
--------	-----------------	---------------------	--------

福岡県告示第1799号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
山生柔8	平河整骨院	柳川市大和町中島922-2	柳川市大和町中島112-1	24・10・1

福岡県告示第1800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

那珂	県道	筑紫野 筑 穂 線	前	筑紫野市大字本道寺497番1先から 筑紫野市大字本道寺497番1先まで	14.5 ～ 31.5	16.0
			後	筑紫野市大字本道寺497番1先から 筑紫野市大字本道寺497番4先まで	27.0 ～ 30.0	

福岡県告示第1801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那珂	筑紫野 筑 穂 線	筑紫野市大字本道寺497番1先から 筑紫野市大字本道寺497番4先まで

福岡県告示第1802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

那珂	一般 国道	200号	前	筑紫野市大字山家941番1 先から 筑紫野市大字山家940番20 先まで	37.0 ～ 64.0	27.0
			後	筑紫野市大字山家941番1 先から 筑紫野市大字山家940番20 先まで	37.0 ～ 73.5	27.0

福岡県告示第1803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	200号	筑紫野市大字山家941番1先から 筑紫野市大字山家940番20先まで

福岡県告示第1804号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) コメリパワー大牟田店

(2) 所在地 福岡県大牟田市岬町3番地1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗届出書の記載どおり実施されることであれば問題ないと考える。

福岡県告示第1805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	筑紫野 古賀 線	前	糟屋郡須恵町大字植木1428 番3先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈 159番11先まで	13.0 ～ 65.0	1,777.0
			前	糟屋郡須恵町大字植木1428 番3先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈 159番11先まで	16.0 ～ 76.0	1,774.0
			後	糟屋郡須恵町大字植木1428 番3先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈 159番11先まで	13.0 ～ 65.0	1,777.0
			後	糟屋郡須恵町大字植木1428 番3先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈 159番11先まで	16.0 ～ 76.0	1,774.0

福岡県告示第1806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月23日から開始する。

福岡県知事 小川 洋

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡粕屋町大字大隈38番1先から 糟屋郡粕屋町大字大隈1256番1先まで

公 告

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項又は第50条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成24年10月23日

- 不利益処分根拠となる法令の条項
福岡県漁業調整規則第48条第1項又は第50条第1項
- 聴聞の期日及び場所
平成24年11月6日 午後1時00分
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室
- 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 聴聞に関する問合せ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号092-643-3028
郵便による場合の宛先
郵便番号812-8577（福岡県庁）

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
				31					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">福岡中央 * (県) 5-13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○ 福岡中央 * (県) 5-14</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">福岡中央 * (県) 5-13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">福岡中央 (県) 5-14</div>

24・9・20

号外①

公告

52			
55			
63			
81			

表中

<table border="1"> <tr><td>台形 1:2</td></tr> <tr><td>1:1.5</td></tr> </table>	台形 1:2	1:1.5	<table border="1"> <tr><td>台形 1:2</td></tr> <tr><td>● ほぼ台形 1:1.5</td></tr> </table>	台形 1:2	● ほぼ台形 1:1.5			
台形 1:2								
1:1.5								
台形 1:2								
● ほぼ台形 1:1.5								
<table border="1"> <tr><td>(都) 商業 (80,400) 準防</td></tr> <tr><td>○ (都) 2住居 (60,200)</td></tr> </table>	(都) 商業 (80,400) 準防	○ (都) 2住居 (60,200)	<table border="1"> <tr><td>(都) 商業 (80,400) 準防</td></tr> <tr><td>● 2住専 (60,200)</td></tr> </table>	(都) 商業 (80,400) 準防	● 2住専 (60,200)			
(都) 商業 (80,400) 準防								
○ (都) 2住居 (60,200)								
(都) 商業 (80,400) 準防								
● 2住専 (60,200)								
<table border="1"> <tr><td>1.2:1</td></tr> <tr><td>1.2:1</td></tr> </table>	1.2:1	1.2:1	<table border="1"> <tr><td>1.2:1</td></tr> <tr><td>● ほぼ台形 1.2:1</td></tr> </table>	1.2:1	● ほぼ台形 1.2:1			
1.2:1								
1.2:1								
1.2:1								
● ほぼ台形 1.2:1								
<table border="1"> <tr><td>工場</td></tr> <tr><td>住宅</td></tr> <tr><td>W1</td></tr> </table>	工場	住宅	W1	<table border="1"> <tr><td>工場</td></tr> <tr><td>● S2</td></tr> <tr><td>住宅</td></tr> <tr><td>W1</td></tr> </table>	工場	● S2	住宅	W1
工場								
住宅								
W1								
工場								
● S2								
住宅								
W1								

